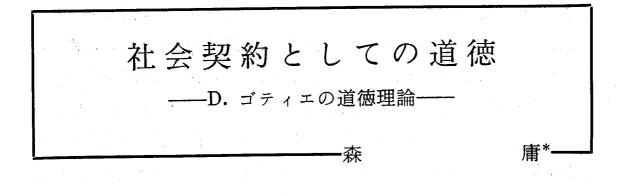
Title	社会契約としての道徳 : D.ゴティエの道徳理論			
Sub Title	Morality as social contract : David Gauthier's moral theory			
Author	森, 庸(Mori, Yasushi)			
Publisher	三田哲學會			
Publication year	1993			
Jtitle	哲學 No.95 (1993. 7) ,p.85- 109			
JaLC DOI				
Abstract	One of the difficulties social contract theorists have to tackle is how to make people with various preferences choose the same principles as a norm of conduct. In David Gauthier's contract theory of morality, the keystone for agreement is the Lockean Proviso, which prohibits taking advantage of others. The consensus among Gauthier's contractors is supposed to be possible when by accepting the Proviso, they resolve the conflicts in the Hobbesian state of nature and recognize the duty to respect the utility level each of them reaches without taking advantage of others. But it is doubtful whether the Proviso would enable us to settle the conflicts in the quasi-natural state which would emerge if all the moral and institutional ties we now have were abandoned. One of the reasons for the inadequancy of the Proviso is that our endowments have been shaped under the unequal influences of society. Another is that there are not enough goods to fulfil our many different desires and aims. Third, we very often have incompatible preferences concerning one another's lifestyles. If we are unable to determine the initial bargaining position by obeying the Proviso and thus unable to find a basis for agreement, Gauthier's whole moral system fails.			
Notes				
Genre	Journal Article			
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-0000095- 0085			

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 哲 学 第 95 集



## Morality as Social Contract

-David Gauthier's Moral Theory-

## Yasushi Mori

One of the difficulties social contract theorists have to tackle is how to make people with various preferences choose the same principles as a norm of conduct. In David Gauthier's contract theory of morality, the keystone for agreement is the Lockean Proviso, which prohibits taking advantage of others. The consensus among Gauthier's contractors is supposed to be possible when by accepting the Proviso, they resolve the conflicts in the Hobbesian state of nature and recognize the duty to respect the utility level each of them reaches without taking advantage of others. But it is doubtful whether the Proviso would enable us to settle the conflicts in the quasi-natural state which would emerge if all the moral and institutional ties we now have were abandoned. One of the reasons for the inadequancy of the Proviso is that our endowments have been shaped under the unequal influences of society. Another is that there are not enough goods to fulfil our many different desires and aims. Third, we very often have incompatible preferences concerning one another's lifestyles. If we are unable to determine the initial bargaining position by obeying the Proviso and thus unable to find a basis for agreement, Gauthier's whole moral system fails.

\* 横浜国立大学非常勤講師(倫理学)

この小論で取り上げるのはデイヴィッド・ゴティエの〈社会契約として の道徳〉理論である<sup>(1)</sup>. ゴティエの理論は合理性の概念のみから道徳を導 き出そうとする試みである<sup>(2)</sup>. 言い換えれば,合理性と道徳性を調和させ ようとする試みである. その点では R.B. ブラントの理論と共通してい る<sup>(3)</sup>. 一方,ジョン・ロールズの〈公正としての正義〉論とは道徳原理を 社会契約の対象とする立場を共有してはいても,ロールズは,人々が規範 原理に同意するであろう根拠として,合理性に加えて別の概念をも使って いるという点で異なっている<sup>(4)</sup>.

合理的人間が同意するであろうとゴティエが考えている道徳原理を簡単 に言えば、まず、各人が独力で獲得した利益あるいは効用レベルは、その 人間が排他的権利を持つものとして認め合う. さらにそれを上回る、社会 的協力によって得られた効用の上昇分は各人の貢献に応じて分配する、と いうものである.このような観点からゴティエは、ロールズが提示してい る正義原理、特に格差原理を批判する.格差原理は、人々が自分だけの力 で得た能力や財・利益をも共同の資産として扱おうとすることによって、 ただ乗りや寄生的生き方を許すことになってしまう、というのである<sup>(5)</sup>.

社会契約論の難所のひとつは、多種多様な欲求や目的を持った人々にど のようにして同一の原理を選択させるか、という点にある.私がゴティエ の理論に向ける関心のひとつもその点にある.以下では、まずゴティエの 議論の大筋を紹介する.次にそれを、社会に対する各人の相対立する要求 を評価するための、人々が一致して認めうるであろう基準を与えるロック 的留保条件なるものに焦点を絞って検討する.

1

ゴティエの合理性とは、自らの合理的選好を可能なかぎり実現しようと することである<sup>(6)</sup>. 合理的選好が実現されている程度をゴティエは効用と いう言葉で表現しているが、では合理的選好とは何であろうか. 合理的選 好とは各人が,関連あると思われる様々なことがらを十分考慮したうえで 持つ選好であり,その内容に何らかの限定が課せられているわけではな い<sup>(7)</sup>.したがって,どのような内容の選好であっても当人が熟慮の上で受 入れているならば,他人がその選好についてどう思おうと,その人間にと って合理的選好ということになる.しかしながら後で見るようにゴティエ は,人々が持つであろう合理的選好の内容についてある種の推測を立て, それを基礎として議論を進めざるをえなくなっている.

自分自身の効用を可能なかぎり高めることを目指して行為する合理的人 間が、自然状態を脱して社会を形成した方がその目的にとって好都合であ ることに気付いて、契約によって社会を形成する.このとき合理的人間は 規範的原理としてどのような原理を全員一致で選択するか、というのがゴ ティエが取り組んでいる第一の問題である.仮にこの原理が、そこから我 我が通常、道徳と呼んでいる規範を導き出しうるようなものであれば、合 理性と道徳性は対立するものではなく、両立しうるものであることを示し たことになろう.

さらに,選択した原理に従わない方が自分の利益になる場合でも,何故 なお合理的人間はその原理に従わなければならないのか,という第二の問 題にもゴティエはかなりの精力を注いでいる.しかしここでは最初の問題 をめぐる議論に限って論じてみたい.

合理的人間が社会を形成する際には,最も基本的な原理として,他人を 利用してはならない,という原理を受入れるとゴティエは主張する<sup>(8)</sup>.と いうのは合理的人間は,自分の効用を高めるために必要とあらば他人をも 利用しようとするであろうが,しかし逆に,他人の効用を高めるために他 人から利用されるような相互行為は断固として拒否するであろうからであ る.つまり,他人を利用しないという原理は,社会契約によって締結され る原理というよりは,そもそも合理的人間による社会の形成を可能にする ために各人が受入れざるをえない原理なのである<sup>(9)</sup>. この他人を利用してはならないという原理をゴティエは、他人の状況を 悪くするような相互行為によって自分の状況を善くしてはならない、と定 式化している、そしてこの原理をロック的留保条件 Lockean proviso と 名付けている、この定式化についてはさらに説明する必要がある.

まず各人の状況は何によって計られるのか. 言うまでもなく, それは各 人の効用によって計られる. では何を基準として悪くなったと判定される のか. 私が相手の状況を悪くしたかどうかは, 私がいないときの相手の状 況と, 私がいるときの相手の状況を比較して判定される. 相手の効用レベ ルが私がいないときよりも, いるときのほうが下がっているとすれば, 私 は相手の状況を悪くしたことになる.

しかし留保条件は、相手の状況を悪くする行為を全て禁ずるわけではない. 自分の状況が悪くなるのを避けるために他人の状況を悪くせざるをえない場合があるからである. 留保条件が禁ずるのは、自分の状況が悪くなるのを防ぐという以外の目的で、他人の状況を悪くすることである<sup>(10)</sup>.

このごく当然のように感じられる留保条件の興味深い点は, ゴティエに よれば, これによって, ノズィックのような自由至上主義者やロックが議 論の前提としていた, 各人は自分の身体や能力への排他的な権利を有す る, ということが導き出されるということである.

二人の人間 A, B がいるとしよう. A は自分の身体・能力を, B の状況 を悪くすることなく使うことができる(もちろん使い方によっては悪くす るかもしれないが). A が自分の身体・能力を使えば, B が A の身体・能 力を使う機会を奪うことになり, B の状況を悪くしていると考えられるか もしれないが, そうではない. Aが自分の身体・能力を使うとき, Bが A の身体・能力を使う機会を奪うとしても, Bの状況を, そもそもAがいな かった場合よりも悪くしているわけではない.

これに対して, BがAの身体・能力を使うことは, Aが自分の身体・能力を使う機会を奪うことを意味し, 必然的にAの状況を, Bが存在しなか

った場合よりも悪くしていることになり、留保条件によって禁止される.

以上のことから, Aの身体・能力を使うことが禁止されないのはAだけ である, すなわちAは自分の身体・能力への排他的な権利を有する, とい うことが導き出される<sup>(11)</sup>.

さらにゴティエによれば、この留保条件によって土地その他の外的事物 への排他的権利も生じる.このことをゴティエは土地に対する権利に関し て次のように説明している<sup>(12)</sup>.

全ての土地が共有されている自然状態において,ある人物Aが,土地の 一部を占有できれば長期的視点に立って計画的・集中的に土地を利用して 収穫物を増やすことが可能となることに気付いて,ある土地を占有しよう としたとする.このような土地への排他的権利は留保条件によって認めら れるか.

まず,一部の土地を私有しようとするAの行為は留保条件に反していないのであろうか.仮にAの要求が適度な広さの土地であって,他の人々にもこれまで通りの収穫物が得られるような広さの土地が残っているとすれば,他の人々の状況を悪くしていることにはならない.したがって留保条件に反したことにはならない.土地の私有によってAの状況が善くなり,他の人々の状況との間に格差が生じるとしても,それはAが他の人々を利用したからではなく,土地の私有によって収穫を増すことができるということに気付いたA自身の能力・才覚に由来するものである.

次に, Aの土地の私有を他の人Bが妨げる行為は, 留保条件によって認 められるであろうか. BがいなければAは土地の私有によって収穫を増す ことができたのであるから, Aの状況はBがいないときよりも, Bがいた ときの方が悪くなるのは明きらかである. したがって誰であれAの土地の 私有を妨害することは留保条件によって禁止される. すなわち適度な広さ の土地に対してAは排他的権利を有することになる.

ゴティエによれば、同様にして土地のみならず他のさまざまな外的事物

に対しても排他的な権利が留保条件によって認められる.

だが,はたして排他的権利が,ゴティエが主張するように留保条件によって首尾よく導き出されるかどうかは,外的事物のみならず自分自身の身体・能力に関してさえ疑わしいように思われる.しかしこの点については後で検討することにして,ゴティエの議論を追ってみよう.

2

さてこのように留保条件を受入れることによって,自分自身の身体・能 力ならびにそれを使って獲得した事物を,各人が排他的権利を有する所有 物として認め合った合理的人間が,さらに自らの効用を高めるために社会 を形成するとき,どのような原理を選択するであろうか.

まず合理的人間は,自らの効用を高めるのに最も適当と思われるやり方 で自分の所有物を使おうとする.仮に二人の人間がそれぞれ,自分自身の 所有物よりも相手の所有物の方が自らの効用を高めるのに役立つと判断す るならば,お互いの所有物を交換するであろう.そのようにして手に入れ た財を,さらに自分の効用を高めるのに必要とあれば別の人の財と交換す ることもあろう.仮に各人の効用が自らが有する財のみによって決まるな らば<sup>(13)</sup> (ゴティエはそのように考えているようである<sup>(14)</sup>),人々が財を交 換し合うとき,それによって他の人々の効用が下がることはない.つまり, 所有物の自由な交換によって,人々の効用は高まりこそすれ,低くなるこ とはない.したがって合理的人間は,各人がその所有物を自由に交換する ことを承認するであろう.このようにして自由市場が成立する<sup>(15)</sup>.

もし仮に我々が住んでいる世界が古典派経済学が想定していたように, 自由な交換のみによってパレート最適が実現されるような世界であるなら ば<sup>(16)</sup>, 合理的人間はさらに自らの行動に規制を加える必要性を認めない であろう.しかし現実の世界には,いわゆる外部経済・不経済が存在する. すなわち,生産もしくは維持のための費用を負担した人間のみに利益が限 定されるのではなく,費用を負担しなかった人々にもその利益が及ぶよう な財,つまり公共財(治安・防衛・きれいな水や空気など)が存在する. このような財を持つことによって人々の効用はさらに改善されるにもかか わらず,費用を負担しない人々もその利益を享受しうるという特性のため に,必要な量だけ供給されないことになる.したがってこのような財に関 しては協力が必要となる<sup>(17)</sup>.

このような協力のための原理として合理的人間は,最大譲歩率最小化原 理 the principle of minimax relative concession と名付けられた原理 を選択するであろう,とゴティエは主張する.この最大譲歩率最小化原理 とはいかなる原理であろうか.

ふたりの人間 A, B が協力してある財を生産することになったとしよ う. この二人が合理的人間だとするならば,その利益のどのような配分に 同意するであろうか<sup>(18)</sup>. 合理的人間は何はともあれ自分の効用を最大化 しようとするのであるから,まず A, B はそれぞれ利益の配分について自 分にもっとも都合のよい提案をするであろう.このとき得られる効用をそ れぞれ  $u_A^*$ ,  $u_B^*$  とする.次に両者が妥協をして最終的に獲得することに なった効用を  $u_A$ ,  $u_B$  とする.さらに協力しないときの効用を  $u_A'$ ,  $u_B' と$ しよう.このときの A, B の譲歩の割合は  $u_A^* - u_A/u_A^* - u_A'$ ,  $u_B^* - u_B$ /  $u_B^* - u_B'$ で表される.ゴティエによれば,合理的人間は結局この譲歩の割 合が同じとなるような条件に同意するであろう,というのである (グラフ 参照).仮に譲歩率を平等にできない場合には,最大となる譲歩率を最小に しなければならない<sup>(19)</sup>.この最大譲歩率最小化原理のやや意外にも思え る点は,これがある意味で平等主義的な結論を導くということである<sup>(20)</sup>. 以上のことを具体的に説明しよう.

A, B, C の三人が資金を出し合って事業を始めるならば 750 万円の収入(出資金も含む)を得られるとしよう.この収入をどのように分配すればよいのであろうか.表1の①は三人がそれぞれ単独で働いたときに得ら

- -	出資金	① 独力で	② 要求額	③ 妥協額
A	300 万	360 万	525 万	415 万
В	100 万	120 万	285 万	175 万
C	100 万	105 万	270 万,	160 万
計	500 万	585 万		750 万

表 1

夷	2
1×	-

	Р	Q	R
А	450万 (45%)	415 万 (67%)	390万(82%)
В	175 万 (67%)	165 万 (73%)	200 万 (52%)
C	125 万 (88%)	170 万 (61%)	160 万 (67%)

れる収入を示している. ②は各人が最初に出す要求額である. 例えばAの 525 万円は 750 万円から B, C が独力で獲得しうる金額を差し引いた額で ある. A としてはもちろん 750 万円全額を要求したいところであるが, そ れは無理というものであろう. なぜなら B, C は, 独力で得られる収入さ え手に入らないのであればそもそも協力しないからである. 最終的に各人 が獲得する額を③とすれば, 各人の譲歩率は②-③/②-①で表される. さ てどのように分配すれば譲歩率が等しくなるであろうか. 750 万円から① の合計を差し引いた額, すなわち 165 万円を三等分した金額 55 万円を各 自の①に加えるとき三人の譲歩率は 110 万/165 万=0, 66… となって等し くなる. これは何を意味しているのであろうか. 全収入から①の合計を差 し引いた額が協力によって生じた利益であると考えられるが, 最大譲歩率 最小化原理は, この利益は三人の協力によって初めて生み出されたのであ るから, 三人の貢献は等しいものと見做して等分することを命じるのであ

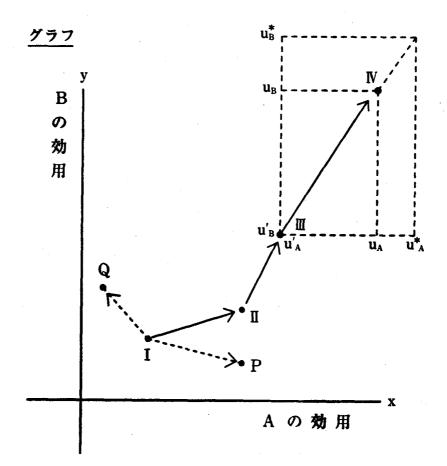
ところが常にこのように分配の比率を自由に設定できるとは限らない. 金銭に換算した収入 750 万円を表 2 のように三つの仕方 P, Q, R でしか 分けられない場合を考えてみよう. 括弧内の数字はそれぞれの譲歩率を表している. このようなときには P, Q, R のなかで最大の譲歩率がもっとも小さい分配方法, すなわち Q を選択しなければならない.

このように最大譲歩率最小化原理は,協力によって生み出される利益を できるだけ平等に分配することを指示する.但しここで注意すべきは,こ の利益とは各人の効用によって計られるのであって,便宜上,例で示した ように協力によって生じた財そのもの,例えば金銭を平等に分けるわけで はない.つまり協力によって各人の効用が同じ割合だけ向上しなければな らないのである.

もう少し公共財らしい例を挙げよう.他の人家から離れた所に金持ちA と貧しいBが住んでいて、二人の家までの数個所に街灯をつけることにな ったとしよう.どのように費用を負担すべきであろうか.仮に二人が同額 を負担するとすればBの方が貧しいのであるから、同じ金額を出すことに よってより多くの割合の効用が失われることになる.仮に街灯によって同 じ程度の利益をえられるとしても、費用の分担を同じにするならば、街灯 の設置によってAの状況の方がより多く改善されたことになるう.したが って、最大譲歩率最小化原理にしたがえば、Aの方がより多く負担しなけ ればならないことになる<sup>(22)</sup>.

我々が今日,道徳と呼んでいるものの多くは,この最大譲歩率最小化原 理の現実社会への応用として説明できる,とゴティエは主張する<sup>(23)</sup>.例え ば,約束を守る義務,噓をついてはいけないという義務,公正な取引をす べき義務などは,協力によって生じる効用の向上を平等化するためのもの として説明できる,というのである.

まず留保条件を受入れることによって各人の所有物を確定し、それを各 人が自由に変換することによって生じる結果を尊重し合う.次に、各人の 効用をさらに高めるための協力の原理として最大譲歩率最小化原理に同意 し従うことによって道徳は完成する.これをグラフに示せば,以下のよう になろう.



点 I はホッブズ的な自然状態において得られる二人の効用を示してい る.このような自然状態で各人が留保条件に従うならば,獲得した財を他 人から守るための出費がなくなるため両者の効用は上昇する.これが点 II である.さらにそれぞれの財を適当に交換することによって III の点に移 行する.そして最大譲歩率最小化原理に従った協力によって点 IV に到達 するのである.

ゴティエによれば、ホッブズ的な自然状態から、上に述べた三つの相互 行為へ段階的に移行するとき、誰であれその前の相互行為によって到達し た効用レベルよりもさらに高い効用レベルに達しているはずである.そし

(94)

て最後の協力関係の形成によって最も高い効用を実現できる.したがって 効用を最大化することを目指す合理的人間はこのような道徳を受入れるで あろう,というのである.

このようなゴティエの議論に対して,多くの論者は二つの問題点を指摘 している.ひとつは,市場における自由な交換の結果,到達した点 III か ら,協力によってさらにお互いの効用を高める方法には様々なものが考え られるにもかかわらず,なぜ最大譲歩率最小化原理を選択するのであろう か,という問題である.これをゴティエは,各人は平等な合理性なるもの を持っている,という仮定によって正当化しようとしている<sup>(24)</sup>.しかしこ の平等な合理性についてゴティエはほとんど説明していない.この平等な 合理性が単に形式的なものであれば,ゴティエは合理性の概念のみから道 徳性を導き出していると言えよう.しかし実は,平等な合理性の中にすで に何らかの道徳的な観念が含まれているのではないか.その中に自分と他 人との関係について,ある種の平等を指示する原理が含まれているように 思われる<sup>(25)</sup>.

第二は,社会的協力関係を始める初期状況をロック的留保条件によって 決定することが真に合理的なのか,という問題である.何らの道徳的な観 念も前提にしない以上,たとえ略奪や搾取によるものであっても,ホッブ ズ的な自然状態において到達した財の分配状況を基準にする方が合理的な のではないか.そのような状況から出発する契約理論を構築しているのが J.ブキャナンである<sup>(26)</sup>.極端な場合,自然状態において各人が留保条件 に従うことによって点IからPやQに移行するならば,留保条件を受入 れることは効用が下がる人間にとって合理的とは言えないであろう<sup>(27)</sup>. これに対してゴティエは,人々が肉体的・知的能力の面でほぼ平等である ことを根拠としてこのような可能性を否定している.例えば,留保条件の 適用によって点Pに移行するような自然状態Iとは、Bが能力的にAよ りもはるかに優れているために,わずかな費用しか伴わない強制によって

(95)

A から多くの利益を得ている状態であろう. ゴティエはそのような可能性 を否定するのであり、そもそも彼の理論はこのように平等な人々が前提と なっている<sup>(28)</sup>. 人々が能力的に対等であるからこそ、社会を強制のみによ って安定的に維持するのは不可能で、人々の自発的な同意が不可欠となり、 そのような同意が取り付けられる社会契約の探求が始まるのである<sup>(29)</sup>.

以上の二つの疑問点は指摘するだけに留めておきたい.というのは私は, 社会契約理論の前提としては合理性だけでは不十分で,権利としての平等 と自由が不可欠の前提だと考えている(但し,ゴティエの合理性には自由 も含まれているように思われる).したがってゴティエが推論の過程にお いて,平等に訴えるのも当然だと考えるからである.

社会契約の根拠に関して、すなわち、なぜ社会的規範を人々の合意によ って決定しなければならないのか、という問題に関してゴティエと、ロー ルズや私の考えは異なっている.上に述べたようにゴティエは、強制によ る安定的な社会の形成が不可能であることに社会契約の根拠を置いている. これに対して私は、人間は自分の生き方を自由に決定できる平等な権利を 有しているという信念に基づかなければ、社会契約論は現代においては説 得力を持ちえないであろう、と考えている.しかしこの問題については稿 を改めて書く予定なので、以上に留めておきたい.

しかし、そもそも留保条件によって各人の権利・所有物を確定し、人々 の対立を解消することが可能なのであろうか. 留保条件を適用しても各人 が排他的な権利を有する範囲が確定されず、人々の対立抗争が解消されな いままで、混沌とした不安定な状況が続き、したがってホッブズ的な自然 状態から脱して点 II に上昇するよりも、相変わらず点 I に留まる可能性 の方が高いのではないか、と私は思う. これを以下の二つの節で論じるこ とにしよう. 4

ロールズの社会契約は,自然状態から新たに社会を形成するための契約 ではなく,現在の社会を,人々の自発的な同意による社会という我々の理 想に近づけるために,我々自身が締結する契約である<sup>(30)</sup>.これに対してゴ ティエの社会契約は,それがいつ誰によって締結されるのかが必ずしも明 確でないように思われる.ゴティエ自身の言葉によれば,彼が考察してい る社会契約とは,自然状態を脱して社会を形成するための契約である<sup>(31)</sup>. もちろん現実の社会の起源を説明しようとするものではない<sup>(32)</sup>.しかし ゴティエの言う自然状態とは,文字通り有史以前の原始的な状態をさすの であろうか.それとも高度な文明社会にある我々が,現在我々を拘束して いる様々な制度・規範から解き放たれた状態を意味するのであろうか.

仮に前者であるとするならばゴティエの議論は、そのような自然状態に 合理的人間が置かれたならば、彼が示しているような原理にしたがって社 会を形成するであろうから、ゴティエの道徳原理は合理的である、という ことを論証しようとしていることになる。そのようなものとして解釈する ならば、ゴティエの理論はかなりの説得力を持っていると言えるかもしれ ない.だがしかし、そのような論証が現代の我々にとってどんな意味を持 ちうるのであろうか.原始状態にある人々にとって合理的であるからとい って、我々にとっても合理的であるという保証は全くない.

ではゴティエの自然状態とは後者を意味するのであろうか、すなわち現 在の社会をいわば解体したときに生じる自然状態(これを準自然状態と名 付けよう)を想定して,我々が合理的であるならば,そのような状態から どのようにして社会を再構成するか,という問題をゴティエは論じている のであろうか<sup>(33)</sup>.しかしその場合にはゴティエの議論は重大な障害に出 合うことになる.

社会契約論のいわば腕の見せ所は、多種多様で、おそらくは相対立する

(97)

であろう欲求・願望・目的・信念・価値観を持った人々にどのようにして 同一の原理を選択させるか,という点にある.ホッブズはこの問題を,自 然状態を,生命・身体の安全さえも確保されない,万人の万人に対する戦 争状態と想定することによって解決しようとした.そのような状態におい ては,生きていくことを望む限り,さまざまな対立を越えて誰もが,何は ともあれ生命・身体の安全,すなわち平和を求めるはずであるという事実 に,人々が一致しうる根拠を見出したのである.またロールズは基本善 primary goods の概念を導入することによって人々の対立を克服しよう とした.つまり,個々の欲求や目的の実現はそれぞれの当事者の手に委ね て,その実現のために誰もが必要とするであろう一般的な条件や財の分配 に正義の対象を限定した<sup>(34)</sup>.

これに対してゴティエは、各人が他人を利用することなく独力で獲得し た財に対する各人の排他的権利をお互いに承認し、そのときの効用レベル を、各人の社会に対する要求を評価する際の基準点として認め合うことに よって解決しようとしている、そして人々の協力によって得られる財もし くは効用の上昇分は、貢献によって配分しようというのである。この各人 の所有物を確定するのがロック的留保条件である、その意味で留保条件は、 ゴティエの社会契約における合意形成の基礎であると言えよう。

さて問題は、はたしてこの留保条件によってそのようなことが可能か、 ということである、純然たる自然状態でならばそれも可能かもしれない. しかし準自然状態において、留保条件だけによって各人の所有物を確定す ることは困難であるように思われる、これについては二つの理由を挙げる ことができよう.

まず第一に,準自然状態においては,そもそも自分自身の身体・能力への排他的な権利を留保条件によって導き出すことは不可能である.というのは,我々が現に有している身体や能力は自分だけの力で得たものではなく,他の人々の協力によって初めて得られたものだからである.これに

関しては二つの側面を指摘することができる.

第一の側面はゴティエの議論に即して説明しよう.彼の議論は A, B ふ たりの人間に関して, A が B の身体・能力を使えば, B が自分の身体・ 能力を使う機会を奪うことになり, したがってBの状況をAがいなかった 場合よりも悪くしていることになり, 留保条件によって禁止されるという ものであった.しかし仮にBの身体・能力がAの助力によってそのレベル に達したのだとするならば,事態はこれほど簡単ではない.その場合には AがBの身体・能力を使ったとしても,必ずしもBの状況をAがいなかっ た場合よりも悪くしたことにはならない可能性もある.もしAが全面的に Bの肉体を支配し, Aの効用を高めるためにのみ使うとするならば,もち ろんBの状況をAがいなかった場合よりも悪くしていることになろう.し かしAによるBの身体・能力の利用が適度な範囲であれば,留保条件に反 しているとは簡単には言い切れない.

例えば, Bが自分の身体・能力を使って生産したものの一部をAが奪っ たとしても, Bの効用レベルをAがいなかった場合よりも低下させたこと にはならないかもしれない. というのは, そもそもAがいなければ, Bの 身体・能力のレベルは今よりもはるかに低いものだったかもしれない. し たがってAがいなかったときのBの状況は, 生産物の一部をAに奪われた ときの状況よりもはるかに悪いものだったかもしれないからである.

このような関係としては直ちに親と子の関係が思い浮かぶであろうが, 決してそれに留まらない.社会や集団と個人の関係もまさしく,そのよう なものである.

次に第二の側面に移ろう.仮に現代社会において,各人の肉体的・精神 的能力の養育・発展に関して平等な配慮がなされているとするならば,そ の結果生じる肉体的・精神的能力における相違は各人本来の身体・能力の 相違に由来するものであると言えるかもしれない.しかし現実は教育の機 会均等が実現されているとは言い難い状況である. ここに B, C ふたりの人間がいるとしよう. B は裕福な環境に生まれて 勉強に専念できたおかげで,受験戦争に勝ち抜き,最高の教育を受け,高 度の知識と技能を身につけることができた.一方 C は貧しい環境に育ち, 家計の手助けに働かなければならなかった結果,受験に失敗し,そのため 大した教育も受けられなかった,としよう.この二人が留保条件に従うと き,お互いに自らの能力への排他的な権利を獲得することになろうか.特 に Bの優れた能力は Bの排他的占有物として認められるであろうか.

たしかに, Bが自らの能力を使うときCを利用していることにはならない.しかしCがBの優れた能力を使用することが,必ずしも留保条件によって禁止されるわけではない.というのは, CがBの能力を使うとき, Bの状況を悪くしているのは確かだが,自分自身の状況をBがいなかった場合よりも善くしているわけではないかもしれないからである. BがいなかったならばCが試験に合格し高等教育を受け, Bの現在の能力に匹敵するだけの能力を持つことができたかもしれない.

さらに付け加えれば、そもそも平等な合理性(既述のごとく意味内容が 必ずしも明確でないが)を有すると想定されている人々が、身体・能力を 発達させる機会が不平等な結果、生じた状態をそのまま容認するとは考え 難い.そのような機会の有無が各人の効用レベルに影響を与えるとすれば、 効用レベルをできるだけ高めようとする合理性を平等に持つ人々は機会の 平等をも要求するのではあるまいか<sup>(85)</sup>.

仮に社会契約が,原始状態としての自然状態において締結されるとする ならば,留保条件によって少なくとも,各人の自分自身の身体・能力への 排他的権利が導き出されるであろう.しかし既に述べたごとく,自然状態 についてのそのような解釈は受入れがたい.現代の我々にとっての合理的 な社会契約を探求しようとしている以上,我々が社会の諸規範から解放さ れた状態としての自然状態を想定せざるをえない.しかしそのような準自 然状態においては留保条件によっては自分自身の身体・能力への権利を導 き出せない.何故ならば,我々自身の身体・能力は自分だけの力で獲得したものとは言えないのみならず,社会的資源の不平等な利用のもとに形成されたものだからである.身体・能力への権利さえ認められないとするならば,言わばその派生物としての外的事物への権利も生まれえないことになろう.

我々が現在有する身体や能力は,自らの独力で獲得したものではなく, 社会の諸資源を,本来平等であるべきにもかかわらず,不平等な形で利用 して初めて得られたものだ,という認識がロールズの格差原理の背景には ある<sup>(36)</sup>.

これに対してゴティエは, 我々が社会からの大いなる影響の下に形成 されてきたという事実と我々の権利とは何の関係もない, と反論してい る<sup>(37)</sup>. だが関係があるかどうかは, 権利の根拠をどこに求めるかによって 決まってくる. 権利の対象となっている財をどのようにして獲得したかに 依拠する留保条件によって, 我々の権利を導き出そうとする限りは, この 事実を無視できないのである.

5

次に,準自然状態において,場合によっては原始状態においてすら,留 保条件によって各人の権利や所有物を導き出すことが困難となる二番目の 理由に移ることにしよう.それは各人の状況が,それぞれの合理的選好の 達成度としての効用という主観的な尺度で計られることに起因するもので ある.

合理的選好とは当人が十分な熟慮の上で持つにいたる選好であって、そ の内容は何であってもよい.したがって、相手の選好によっては思いがけ ず相手の状況を悪くしていることがあるかもしれない.これについても二 つの側面がある.

まず外的事物の所有権を留保条件によって導き出せるかどうかを、土地

への排他的権利に関してゴティエが挙げていた例を参考にみてみよう.土 地の一部を私有しようとするAの行為は,他の人々にも適度な広さの土地 を残しておく限りは留保条件に反しないであろう,というのがゴティエの 議論であった.しかし他の人々の選好によっては留保条件だけでは所有権 を導き出せないこともありうる.例えば広大な土地を必要とする狩猟が好 きな人Bがいるとすれば,そのBにとっては他人による土地の私有は自ら の効用が下がることを意味する.したがってAによる土地の私有は自ら の効用が下がることを意味する.したがってAによる土地の占有を妨げよ うとするBの行為は留保条件に反しないことになる.すなわちこのような 場合には,Aの行為もBの行為もともに相手を利用して自分の状況を善く しようとしているわけではないのであるから,どちらも留保条件に反して いるわけではない.ゆえにAのその土地への排他的権利は生じないことに なる<sup>(38)</sup>.

このように人々の選好がきわめて多様であり、かつそれらの選好を満足 させるのに必要な財が希少であることを考えれば、外的事物への排他的権 利が留保条件によって導き出されるとは簡単には言えないように思われる.

これに対してゴティエは二つの仮定によって答えようとしている. ひと つは、合理的な人々は一般的に、長寿、物質的豊かさ、広い機会などを選 好するという、ゴティエによれば、ほとんど異論のないであろう仮定であ る<sup>(39)</sup>.他のひとつは、これらの選好を実現するのに必要な財や機会は人々 の協力によって、これまで想像もできなかった程度にまで増加させること ができるであろう、という仮定である<sup>(40)</sup>.上の例で言えば、土地の私有を 認めることにより農業の生産性が高まり、さらにそれに伴う分業の開始に よってその他の財の生産も飛躍的に増大し、物質的に豊かになる可能性に 気付くならばBもAによる土地の占有に反対しないであろう、というので ある.しかしこれは、人々の十分に熟慮された選好が同じようなものにな ると考える理由はないという、ゴティエ自身の言葉にも反する仮定であ る<sup>(41)</sup>.

(102)

このこととも関連するが、第二の側面として、我々はしばしば他人の行 動に関しても、あるいは自分と他人との相対的状況に関しても何らかの選 好を持つことがあるという事実が挙げられる。例えばある男Aが自分の好 みで髪を長くする行為は留保条件に反するものではない.だが一方、男の 長髪に嫌悪感を抱いている人Bが、Aをつかまえてその髪を切ったとして も留保条件に反していることにはならない.たしかにそれによってAの効 用は下がったにしても、Bの効用がAがいなかった場合よりも上がったわ けではない、つまりBはAを利用したわけではないからである。逆に、仮 にAがBをからかうつもりで髪を伸ばしていたとすれば、Aの方こそが留 保条件に反していることになる<sup>(42)</sup>.

このように、自分の生活スタイルはある範囲内において自由に選択する 権利がある、という我々が今日有していると同時に、ゴティエによれば合 理的人間が同意するであろう道徳判断<sup>(48)</sup>は、留保条件によっては正当化 されない、「ある範囲内」が、他の人々の合理的選好に反しない限りにおい て、と特定化されることによって自由の範囲が著しく狭まるからである. これに対してゴティエはまず、我々の選好の大半は外的事物の獲得によ って満たされるような種類のものだという前提を立てている<sup>(44)</sup>. つまり、 我々は他人の行動に関心を持つことは少ないというのである. 次に、合理 的人間は自分と他人との差に対してそれほどの関心は持たないと考えてい るようである<sup>(45)</sup>.

多くの人々が今日,他人の行動に関心を持ち,自他の相違に敏感である のは確かな事実である.我々が選好に熟慮を加え合理化するときそのよう な他人への関心は消え去るであろう,と答えるのはあまりにも安易であり, 現実の深刻な対立に十分に目を向けているとは言い難い<sup>(46)</sup>.

いずれにしろ,このように,各人の権利・所有物を確定する留保条件が 人々の状況を,何らかの客観的な基準によってではなく,その人の選好と いう主観的な基準によって評価することになっているがゆえに,人々の選 好内容に恣意的な推測を加えないかぎり,各人の権利・所有物が,ゴティ エが期待しているように首尾よく認められるかどうか疑わしいと私は思う.

このようにロック的留保条件がうまく機能しないとするならば,最大譲 歩率最小化原理が直ちに適用されることになるのであろうか.つまり, 人々の選好が実現される度合いができるだけ平等になるように,権利や財 が配分されるのであろうか.しかしその場合には,ロールズがフランケナ の正義原理に向けた批判がゴティエにも妥当することになる<sup>(47)</sup>.すなわ ち,より多くの権利や財を必要とする選好を有する人間に,ただそれだけ の理由でより多くの権利や財を配分しなければならなくなる.このような 結果をもたらす原理を受入れることは人間社会に破壊的な影響を与えるで あろう.それによって社会が,より多くの財を求めて人々が限りない欲求 をぶつけ合う場となるだろうからである.

\*

\*

ゴティエの道徳体系における基本的な規範は, ロック的留保条件と最大 譲歩率最小化原理である. 留保条件に従うことによって各人は, 他人を利 用することなく到達した効用レベルに対する権利を確保すると同時に, 他 の人々の同様な効用レベルを侵害しない義務を負う. 次に, 社会的協力を 行なう際には, できるだけ各人の貢献に応じて, あるいは平等な割合で (ゴティエにおいてはこれは同じことを意味する) 効用を増加させること を最大譲歩率最小化原理は命じる.

人間は欲求の充足の最大化を目指して行為する存在であり,実践理性は そのための手段を指示するものでしかない,と考える人々にとって<sup>(48)</sup>,こ のようなゴティエの道徳体系は魅力的であろう.というのは,二つの規範 は人々の欲求をそのまま認めて,それをできるだけ充足させるもののよう に思われるからである.

ところがここまで論じてきたように,現代の我々にとって合理的な規範 原理を選択する場としての準自然状態においては,留保条件によって各人 の権利や所有物を導き出すことは困難である.というのは第一に,我々は すでに社会の不平等な影響を受けており,その結果としての相互の肉体 的・精神的能力における差をそのまま認めることはできない.第二に, 人々の多種多様な選好を満たすには財があまりにも少なすぎる.しかも人 口が急激に増加しつつある.第三に,多くの人々の選好の中には,他人の 行為や自他の相対的地位に関するものが含まれており,しかもそれらがし ばしば厳しく対立するものだからである.

このように留保条件が各人の社会に対する要求を評価する基準点を提供 できないとすれば、人々の社会に対する野放図な要求を抑止するものがな くなり、最大譲歩率最小化原理も受入れ難いものとなろう.

最後に、ロック的留保条件をめぐる考察から、やや速断にすぎるかもし れないが、次のような結論が得られるように思われる・第一に、権利や財 の割当て・配分を各人の貢献に応じて行なうという分配原理は受入れ難い. 何故ならば、人々の貢献の基礎となる身体・能力・財そのものがその人固 有のものと認め難いからである・第二に、権利や財の配分を選好のような 主観的な尺度に基づいて行なう原理を受入れることは合理的ではない.そ のような原理の承認は、自分の選好が他人によって無視されないことを保 証する反面において、いかなる選好であれ、他人の選好によって自分の行 為が制約されることを認めることになるからである・他の人々が我々の選 好と深刻に対立するような選好、とりわけ我々の生き方に干渉するような 選好を抱いている現実を考えるとき、そのような主観的な尺度を認めるこ とは合理的とは言えないであろう。(そこで多くの合理的選択論者は、非合 理的な選好であると称して、自分の議論に都合の悪い選好を排除する傾向 がある)

ゴティエの社会契約理論がきわめて精緻に組立てられているにも拘ら ず<sup>(49)</sup>,現代社会の規範的対立に対処しうる道徳体系を生み出すのに失敗 しているのは,社会契約で使われる自然状態という言葉に引きずられて, 我々が立ち向からべき現実から目をそむけてしまっているからである.

注

- David Gauthier, Morals by Agreement, Clarendon Press, 1986. 以下, MA と記す.
- (2) MA, pp. 3-6.
- (3) Richard B. Brandt, A Theory of the Good and the Right, Clarendon Press, 1979.
- (4) MA, pp. 4-5. D. Gauthier, Morality, Rational Choice, and Semantic Representation, in The New Social Contract: Essays on Gauthier, eds. by E. F. Paul et al., Basil Blackwell, 1988, pp. 173-9. また私のロール ズ解釈については次のものを参照されたい.「ロールズにおける道徳原理と その正当化」(『哲学』88 集, 三田哲学会).
- (5) MA, pp. 219-21. またフリー・ライダーと寄生者の定義については、MA, p. 96.
- (6) MA, pp. 6-8, pp. 22-3, 32-3.
- (7) MA, pp. 24-38. ゴティエ自身は considered preference という表現を使っているが、ここでは一般によく使われる合理的選好という表現を使うことにする. なおゴティエにおける合理的選好とは熟慮された選好のうち整合性をもつものである.
- (8) MA, pp. 200-1, p. 260.
- (9) MA, p. 16, p. 222, p. 227.
- (10) MA, pp. 202-14. 留保条件の理解はなかなか厄介である. これについては 次のものも簡単ではあるが参考になろう. 小林公『合理的選択と契約』, 弘 文堂, 1991 年, 153-4 頁.
- (11) MA, pp. 209-10.
- (12) MA, pp. 214-6.
- (13) MA, pp. 86-7.
- (14) MA, pp. 100-2. D. Gauthier, The Social Contract: Individual Decision or Collective Bargain? in Foundations and Applications of Decision Theory, Vol. II, eds. by C. A. Hooker et al., D. Reidel Publishing Company, 1978, p. 47.
- (15) MA, pp. 257-62.
- (16) パレート最適については次のものなどを参照されたい. John Rawls, A

*Theory of Justice*, Harvard Univ. Press, 1971, pp. 66-70. 今井賢一その他『価格理論 II』, 岩波書店, 1971 年, 114-7 頁.

- (17) MA, pp. 87-9, p. 93, p. 116.
- (18) 公共財そのものは分割できないにしても、費用の負担の割合を変えることに よって公共財から得られる利益の配分を考えることができる.
- (19) MA, pp. 129-40.
- (20) MA, pp. 152-3.
- (21) 最大譲歩率最小化原理が、常識的に考えられる貢献に応じた配分と一致しない場合もある. Jean Hampton, Equalizing concessions in the pursuit of justice, in *Contractarianism and Rational Choice*, ed. by Peter Vallentyne, Cambridge Univ. Press, 1991. pp. 152-4.
- (22) MA, pp. 270-2.
- (23) MA, p. 156.
- (24) MA, pp. 143f.
- (25) ゴティエは別の論文で,各人はお互いの相対的利益を比較した上で原理を選 択すると述べている.これは私の疑念を裏付けているのではないか.D. Gauthier, The Social Contract, p. 57. 平等な合理性の不明確さについ てはナーブソンも指摘している. ハーマンは,この原理を選択する際に使っ ているのは平等な合理性ではなく salience ではないかと疑っている.これ はゴティエのヒューム解釈からして興味深い. Jan Narveson, Gauthier on distributive justice and the natural baseline, in *Contractarianism and Rational Choice*, pp. 131-3. Gilbert Harman, Rationality in Agreement, *Social Philosophy & Policy*, 1988, pp. 6-8. D. Gauthier, David Hume, Contractarian, *The Philosophical Review*, January, 1979, pp. 23-4.
- (26) ブキャナン、加藤 寛監訳『自由の限界』、秀潤社、1977年、第二章. また この点ではナーブソンも同じ立場をとっている.
- (27) ナーブソンやハーマンの批判をこのように解釈するのは単純すぎるかもしれない.彼らが想定しているのは MA, p. 228 のグラフ9の場合であろう.しかし能力的に平等な人々の間ではホッブズ的な自然状態はきわめて不安定で各人の効用はきわめて低いと考えられるので,グラフ9のような場合は少ないと思う.J. Narveson, op. cit., pp. 136-44. G. Harman, op. cit., pp. 10-2.
- (28) MA, p. 17, pp. 231-2.
- (29) MA, p. 179. D. Gauthier, Why contractarianism? in Contractarianism and Rational Choice, p. 29.

- (30) J. Rawls, Kantian Constructivism in Moral Theory, Journal of Philosophy, September, 1980, pp. 517-20.
- (31) The Social Contract, p. 49.
- (32) D. Gauthier, David Hume, Contractarian, pp. 11-3.
- (33) The Social Contract, p. 59. ここでのゴティエの表現はこの解釈を示して いる.
- (34) マッキーの権利の概念も同様な考え方に基づいているように思われる. J.L.
  Mackie, Can There Be a Right-Based Moral Theory? in *Theories of Rights*, ed. by Jeremy Waldron, Oxford Univ. Press, 1984.
- (35) ゴティエも機会の平等の必要性を全く無視しているわけではない. しかしそ れがゴティエの道徳体系にどのように組入れられるのか 明確 で な い. MA, pp. 262-5.
- (36) J. Rawls, A Theory of Justice, p. 7, pp. 72-4, p. 259.
- (37) MA, pp. 252-3. 現代の代表的な社会契約論者であるブキャナンやナーブソンもまた,現実社会の不正・不平等を軽視している. James M. Buchanan, The Gauthier Enterprise, in *The New Social Contract*, pp. 86-7. J. Narveson, op. cit., pp. 143-4.
- (38) 紙幅の都合でくわしく論じることはできないが、ロック的留保条件の解釈に
  関してフィッシュキンやダニエルソンは誤解していると思われる. James
  Fishkin, Bargaining, Justice, and Justification, in *The New Social Contract.* pp. 47-53. Peter Danielson, The Lockean Proviso, in *Contractarianism and Rational Choice* p. 103.
- (39) p. 288.
- (40) p. 18, pp. 320-1.
- (41) MA, pp. 49-50.
- (42) 同様な点を別の例を使ってではあるがヒュービンらも指摘している. Donald
  C. Hubin et al., Providing for rights, in *Contractarianism and Rational Choice*, pp. 120-1.
- (43) MA, pp. 257-8.
- (44) The Social Contract, p. 47.
- (45) MA, pp. 315-21. ナーブソンはこれに同意しているが、一方、ヒュービン
  らはこれを否定している. J. Narveson, op. cit., p. 145. D. C. Hubin et al.,
  op. cit., pp. 123-4.
- (46) しかしブラントは、事実と論理だけによって欲求に反省を加えるというコグ ニティブ・サイコセラピを経た場合には、そのような欲求は消え去るであろ

うと主張している. R.B. Brandt, op. cit., pp. 203-12.

- (47) J. Rawls, Fairness to Goodness, The Philosophical Review, 84, 1975, pp. 551-2. ついでながら, ここでの論評と, A Theory of Justice, p. 510 におけるものとはかなり異なっている.
- (48) MA, pp. 25-6. しかしゴティエは、このような理性の捉え方が socialization の産物であることをも認めている. Reason and Maximization, in Moral Dealing, Cornell Univ. Press, 1990, pp. 230-1.
- (49) ブレイブルックはゴティエの理論を、理論的な緻密さではきわめて高く評価 しながらも、現実には応用不可能として批判している。David Braybrooke, Social Contract Theory's Fanciest Flight, *Ethics*, July, 1987.